



平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名：株式会社ベネッセホールディングス
代表者名：代表取締役会長兼社長 原田 泳幸
(コード番号：9783 東証第一部)
問合せ先：広報・I R 部長 増本 勝彦
(TEL：03-5320-3505)

取締役に対するストックオプション(新株予約権)の再導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。以下同じ。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 27 年 6 月 27 日開催予定の第 61 期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社は平成 21 年以降、新規のストックオプション発行を中止しておりました。

記

1. 取締役に対し報酬としてストックオプション（新株予約権）を再導入する理由

当社の業績の向上と当社取締役が得られる利益を連動させることにより、当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の中長期的な株主価値の向上に資することを目的として、平成 21 年以降発行を中止していたストックオプション（新株予約権）を再導入するものです。

2. 取締役に対するストックオプション（新株予約権）の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

なお、この調整は新株予約権のうち、当該時点で権利を行使されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 190,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与

株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

1,900 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際してオプション評価モデルを用いて合理的に算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

なお、上記以外の行使価額の調整については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めることができる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 5 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員いずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員の任期満了による退任、又は当社若しくは当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※上記の内容については、平成 27 年 6 月 27 日開催予定の第 61 期定時株主総会において決議事項「取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

当社執行役員および幹部社員に対しても上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を取締役会の決議により無償で付与する予定です。

以上